

春日部市公有財産等売却インターネット入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が所有する公有財産及び物品の売払いについて、公有財産売却システム（インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行うシステム）を利用して行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の3の規定に基づくせり売り及び第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札（以下「インターネット入札」という。）を執行するための手続きについて、春日部市契約規則（平成17年規則第126号。以下「契約規則」という。）及び春日部市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成17年規則第129号。）、春日部市物品売買等に係る入札結果等の公表要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象物件)

第2条 インターネット入札による売払いの対象は、本市が所有する普通財産、不用となり売払いを決定した車両及びその他の物品等、市長が適当と認めたものとする。

(入札参加者の資格)

第3条 インターネット入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公有財産売却システムを管理する事業者が付与する認識番号を有する者であること。
- (3) 物件の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合は、これらの資格等を有する者であること。
- (4) 春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 契約規則第15条の規定により入札の参加排除を受けていない者であること。

2 前項に定めるもののほか、あらかじめ物品売買等入札審査委員会が定めた条件で必要と認めた事項を定めるものとする。

(入札の公告)

第4条 契約規則第16条の規定により入札に関する事項を公告するときは、春日部市役所に掲示、インターネットの利用その他の方法で行うものとする。

2 前項のインターネットによる公告は、春日部市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載することとし、閲覧及びダウンロードできるようにするものとする。

（予定価格）

第5条 一般競争入札に付する場合、予定価格は入札執行前に公表するものとする、ただし市長が必要と認めたときは、入札執行の後に公表することができる。

2 前項の規定はせり売りの場合に準用する。

（物件の現地説明）

第6条 市長は、インターネット入札の実施において、必要があると認めるときは、現地説明会を開催する。

（入札参加希望者の遵守条件）

第7条 インターネット入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）が遵守しなければならない条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札の公告に定める手続に従って、あらかじめ入札への参加の申込みを行うこと。

(2) 春日部市インターネット公有財産等売却ガイドライン及び公有財産売却システムに係る各種利用規定等を承諾し、遵守すること。

（入札参加申込）

第8条 入札参加希望者は、所定の期日までに入札参加申込書に各入札において別途必要と定められた書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

（入札保証金）

第9条 施行令第167条の7の規定による入札保証金は、予定価格の100分の10以上の額とする。ただし、契約規則第18条の規定に該当するときは、その納付の全部又は一部を免除することができる。

2 入札保証金は、入札の終了後これを還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金については、当該落札者の同意を得て、契約保証金の全部に充当することができる。

（入札参加資格の審査）

第10条 市長は、第8条に規定する入札参加申込を受けたときは、入札参加資格の有無について審査を行い、当該入札参加希望者に対して、電子メールその他の方法により、当該審査結果を通知する。

2 入札参加希望者が共同入札(対象となる物件が不動産の場合で、一つの財産を複数の者が共有する目的で行う入札をいう。)の代表者である場合、入札参加資格の審査は、当該共同入札者全員について行う。ただし、第3条第1項第2号に規定する審査は代表者に限り行う。

(入札)

第11条 入札参加者は、契約規則、契約約款、設計図書、現場等を熟覧のうえ総価により入札しなければならない。

2 入札参加者は、前項の場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

3 インターネット入札における入札は、前条の規定により入札参加資格を得た者(以下「入札参加資格者」という。)が、公有財産売却システム上で入札価格を登録することで行うものとする。この場合において、入札価格の登録は1件の入札につき1回限りとする。

4 前項の規定にかかわらず、せり売りの方法による場合は、入札期間中であれば何回でも入札価格を登録することができる。ただし、公有財産売却システム上に表示された現在の最高入札価格以上の金額でなければならない。

5 第4条で指定する期日又は日時までに前項又は第3項の登録を行わなかった場合は、入札参加資格者は入札参加資格を喪失する。

(公正な入札の確保)

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為、施行令第167条の4第2項各号に規定する行為、その他公正な入札の執行を妨げる行為を行ってはならない。

(登録した入札価格の訂正等の禁止)

第13条 入札参加者は、登録した入札価格の訂正又は撤回をすることができない。ただし、せり売り形式において、より高い価格で再度入札することは、この限りでない。

(入札の中止)

第14条 市長は、公有財産売却システムの不具合等、やむを得ない事情によりインターネット入札の執行が困難となった場合は、インターネット入札を中止する。

(開札及び落札者の決定)

第15条 入札期間の終了後、インターネット入札に関する事務に従事する職員2名以上が公有財産売却システム上で開札を行い、売却物件ごとに、予定価格以上で入札した者のうち、最高価格で入札した者を落札者として決定する。

2 落札となるべき最高価格の入札者が複数存在する場合は、公有財産売却システムによる自動抽選により落札者を決定する。

3 市長は、前2項の規定により落札者を決定したときは、落札者に、電子メールその他の方法により結果を通知する。

(開札立会人及び傍聴人)

第16条 インターネット入札の開札においては、開札立会人及び傍聴人の立会いを必要としないものとする。

(契約保証金)

第17条 施行令第167条の16に規定する契約保証金は予定価格の100の10以上の額とし、契約規則第7条の規定に該当するときは、その全部を免除することができる。

(契約締結)

第18条 市長は、落札者を決定したときは、契約規則第3条に規定する契約書を作成しなければならない。ただし、同規定第4条第2号に該当し、落札金額が100万円以下の場合は、契約書の作成を省略することができる。

(売払い代金の残金の納付)

第19条 売払い代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた額とする。

(引き渡し)

第20条 売却物件は、売払い代金の完納を確認したのち、原則として直接引き渡すこととする。

(入札結果の公表)

第21条 入札結果については、公有財産売却システム及びホームページにおいて公表するほか、春日部市インターネット公有財産売却結果一覧(様式第1号)により執行課において閲覧に供するものとする。

(個人情報等の取扱い)

第22条 市長がインターネット入札の実施過程で取得する個人情報又は企業情報(以下「個人情報等」という。)については、これを収集し、使用し、又は開示する場合があることについて、あらかじめ入札参加希望者の同意を得なければならない。

2 春日部市インターネット公有財産等売却ガイドライン等に掲載した前項の同意事項は、入札参加の申込みをもって同意があったものとみなす。

3 個人情報等については、春日部市情報公開条例(平成17年10月1日条例第16号)、春日部市情報公開・個人情報保護条例(平成17年10月1日条例第18号)、春日部市文書取扱規程(平成17年10月1日訓令第5号)に基づき厳正に管理するとともに、当該入札及び契約に係る手続き以外について使用しない。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。

(春日部市公有財産等売却インターネット入札実施要領の廃止)

2 春日部市公有財産等売却インターネット入札実施要領(平成30年3月30日制定)は廃止する。